

## 【お詫び・訂正】

情報 A 2013 年 2 月号 p.16 に掲載した「厚労省 労働安全衛生規則に基づく平成 25 年有害物ばく露作業報告対象物質を告示」の記事で、対象となる 5 物質（「164 パラクロロアニリン」～「168 メチルイソブチルケトン」）が表から脱落していました。ここにお詫びして以下のとおり該当記事を訂正いたします。

### ☆厚労省 労働安全衛生規則に基づく平成 25 年有害物ばく露作業報告対象物質を告示

平成 24 年 12 月 28 日、厚生労働省は、リスク評価対象物質について、労働安全衛生法施行規則第 95 条の 6 の規定に基づき、平成 25 年の有害物ばく露作業報告の対象となる 17 物質を告示した。事業者の負担軽減の観点から、有害物ばく露作業報告の対象となる期間があらかじめ示されている。厚生労働省によるリスク評価は、平成 18 年有害物ばく露作業報告より開始された評価が実施されており、対象物質は、GHS 分類による生殖毒性、遺伝毒性、神経毒性等の強度とばく露量（生産量 1000t 以上）から優先度を決めて選ばれ、国によるリスク評価にてリスクが高いとされた化学物質等については、順次規制を行うこととしている。

#### (1) 厚生労働省告示第 603 号

(官報 号外第 282 号 平成 24 年 12 月 28 日 p.66)

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 95 条の 6 の規定に基づき、労働安全衛生規則第 95 条の 6 の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等（平成 18 年厚生労働省告示第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表 123 の項から 136 の項までを削り、同表に次のように加える。

152	カーボンブラック	0.1 パーセント未満
153	クロロホルム	0.1 パーセント未満
154	四塩化炭素	0.1 パーセント未満
155	1, 4-ジオキサン	0.1 パーセント未満
156	1, 2-ジクロロエタン	0.1 パーセント未満
157	ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）	0.1 パーセント未満
158	ジボラン	1 パーセント未満
159	N, N-ジメチルホルムアミド	0.1 パーセント未満
160	スチレン	0.1 パーセント未満
161	テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）	0.1 パーセント未満
162	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.1 パーセント未満
163	トリクロロエチレン	0.1 パーセント未満
164	パラクロロアニリン	0.1 パーセント未満
165	パラニトロクロロベンゼン	0.1 パーセント未満
166	ビフェニル	1 パーセント未満
167	2-ブテナール	0.1 パーセント未満
168	メチルイソブチルケトン	1 パーセント未満

第 2 条の表平成 23 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間の項を削り、同表に次のように加える。

平成 25 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間	前条の表の中欄に掲げる物（152 の項から 168 の項までのものに限る。）	平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間
-----------------------------------	--	----------------------------------